

広 報

ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2001年5月

第3号

監修：内閣府政策統括官（防災担当）

編集協力：総務省消防庁



C O N T E N T S

巻頭言

村井 仁防災担当大臣	2
松下忠洋内閣府副大臣	3
防災担当大臣交代・有珠山視察	4
中央防災会議新委員任命	5
東海地震に関する専門調査会設置	6
災害の現況と対応	
平成13年芸予地震	8
有珠山噴火災害	10
三宅島噴火災害	12

静岡県中部を震源とする地震	13
インド地震への取り組み	13
動向・報告	
地震被害早期評価システムの見直し	14
災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会報告	15
火山ハザードマップの作成を推進	16
全国火山アンケート調査結果	17
高潮防災情報等のあり方最終報告	18
可搬型衛星地球局の全国整備	19

トピックス

水害対処訓練	20
地震防災対策特別措置法の一部改正	21
地震対策緊急整備計画の変更	21
原子力艦の原子力災害申し合わせ	22
宇宙ステーションミールの廃棄	22
ベトナムから内閣府を訪問	23
人事異動	23
被災者生活再建支援金	23
5月～6月の行事予定	23

巻頭言

この度、防災担当大臣を拝命した村井仁でございます。初代防災担当大臣としてご尽力された伊吹前大臣の後を受けて、防災行政を担当することとなりました。



防災担当大臣
村井 仁

はじめに、いまなお活動が続く三宅島の噴火や芸予地震などで被災されたみなさまに対し、心からお見舞いを申し上げます。

わが国は地理的な位置、地形、気象などの自然条件から、各種の自然災害が発生しやすい国土の条件にあるため、国民の生命・身体・財産を守ることは、国のもっとも大きな課題のひとつであると認識しています。また、今般の省庁再編により、防災部門を内閣総理大臣を長とする内閣府に移し、新たに防災担当大臣を設置しました。内閣府としては各省の協力を十分に得て、一段高い立場から災害対策の総合調整を行い、常に緊張感をもってわが国の災害対策の一層の充実・強化に尽くしてまいります。

小 泉内閣では、いわゆる危機管理は内閣全体で対応することとされ、その主務は官房長官がとることになります。私は、内閣の一員として危機管理対策に取り組むこともありますが、第一義的には、自然災害に関して、対処することが防災担当大臣としての基本的な職務であると認識しております。

わが国はこの数年、活動期に入ったとも言われる地震、火山災害や風水害などが頻発しており、東海豪雨災害、北海道有珠山噴火災害、鳥取県西部地震、芸予地震などの復興、また、未だに全島避難が継続している三宅島火山噴火災害をはじめ、これからの発生が懸念される首都圏直下の地震や東海地震などへの災害予防など、数多くの懸案事項を抱えています。これまで平穩を保ってきていた富士山に関しても、内閣府が関係機関などと連携し、火山ハザードマップを作成する方向で検討しています。政府全体として災害対策に抜けがないように対処していく所存です。

これまで私は、子供の頃に地震災害を、また通産省職員としてオーストラリアに駐在した時には、山火事を身近で体験いたしました。一番身近で恐怖を感じたのは、私の選挙区である長野県の松本方面で平成7年に発生した梅雨前線災害です。100年に一度という大水で、小谷村などが完全に孤立するという厳しい水害経験でした。

私 が、直接経験した災害はわずかではありますが、このような災害経験を通して知ったのは、防災対策には数知れぬたくさんの人の協力が必要であり、何よりも地域に住む災害に遭われた方々、あるいはその可能性のある方々の理解と協力がなければ、十分な対策はできないということです。防災対策を効果的に実施するには、総合力がもっとも大切であり、国だけでなく、地方自治体や国民の方々、民間の諸機関などが力を合わせて自然災害に立ち向かう必要があると考えています。

防災対策の推進は総合力で

防災の国づくり、人づくり、国際貢献の推進を



内閣府副大臣
松下 忠洋

私は、建設省砂防部長在職中に平成4年の雲仙普賢岳の噴火災害に遭遇し、不眠不休で立ち向かったのをはじめ、数々の砂防対策に携わってまいりました。この数年、日本では自然災害が多発していますが、私の出身地である鹿児島県は、火山灰に覆われた災害に脆弱な地形をもつ災害多発地域です。定常的に発生する桜島噴火災害や平成5年の8.6水害（鹿児島豪雨災害）、平成9年7月の出水市針原地区土石流災害などの風水害のほか、平成9年3月には私の郷里川内市で予想もしなかった震度5強の鹿児島県北西部地震が発生しています。このように、私自身が、小学生の時に裏山の山崩れで家が崩壊したこと、川内川の氾濫で家が水に浸かったことなど、災害と縁深いこともあり、「国民の安全を守る」立場から、これまで災害対策に全力を尽くしてまいりました。

また、海外の防災対策についても、外務省在職中に世界各地の災害対策にかかわり、その後インドネシアで3年間砂防専門として仕事をしたこと、森林破壊と自然災害の実態調査をネパールで行ったことなどを契機として具体的な防災プロジェクトに関わって参りました。頻発する自然災害が経済発展にとって大きな阻害要因となっているこれら両国に、日本の援助により砂防技術センターを設立し、技術移転や人材育成に尽力してきました。

日本は、20世紀において、自然をいため続けるなかで近代化を急ぎ、開発を進めてきました。わが国の災害史は、地殻のプレート移動の所産である地震と火山噴火による巨大災害が目につきます。また、地球温暖化とも関連すると想定される気象異変やそれによる災害も目立ってきています。この1~2年間の大雨記録を見ると、1時間100ミリを超す例が急増しており、あたかも日本が熱帯雨林気候に近づいているかのようです。我々は、これらの自然現象の解明と発生予測、災害危険度などのため科学的調査研究の充実を図らねばなりません。また、災害の防止・軽減と自然の復元、環境との調和のため、効果的な防災施設の整備と先端技術を駆使した警戒避難技術の開発、災害危険区域縮小のための土地利用規制などを着実に進めていく必要があります。

日本では、阪神・淡路大震災を契機として、安心できる暮らしを支える安全対策、すなわち自然災害防止対策の重要性、緊急性が、強く認識されるようになってきています。国として行うべき施策の第一は、国民の生命・財産を守る「安全・安心」対策であり、その基盤となる「環境」対策であると考えます。間違いなくやってくるであろう大規模な地震、火山噴火、豪雨などに対処するための政策、技術、実施体制づくりを着実に進め、とくに地球人の目で、全世界の『自然の復元と防災』に全力を尽くしていく所存です。

内閣府防災担当大臣交代



村井防災担当大臣就任記者会見
平成13年4月26日深夜
於：内閣府分館（中央合同庁舎第5号館）



伊吹前防災担当大臣から村井新防災担当大臣へ引継ぎ



有珠山の現地視察



虻田町長から説明を受ける村井大臣と阪上政務官（5月12日（土））

中央防災会議の新委員を任命

小泉内閣の成立により、中央防災会議の新しい委員が任命されました。
また、とくに東海地震の専門調査会の検討を進めています。

4月26日の小泉内閣の成立により、中央防災会議の会長である内閣総理大臣から、新たに全閣僚17名が中央防災会議委員に任命されました（下表参照）

また、新しい防災担当大臣（国家公安委員会委員長兼任）として村井仁衆議院議員が、防災担当の内閣府副大臣として松下忠洋衆議院議員が、中央防災会議幹事会の会長をつとめる防災担当の内閣府大臣政務官として阪上善秀衆議院議員が、それぞれ就任しました。

現在、内閣府防災担当は、本年1月26日の中央防災会議において、内閣総理大臣から指示のあった3つの検討事項（防災情報体制を中心とした政府の防災体制の再点検、地震対策の再点検、

東海地震対策）の各々について、関係省庁、地方公共団体などと連携しながら、検討を行っています。とくに、については東海地震に関する専門調査会（次ページ参照）において、鋭意、検討を重ねています。

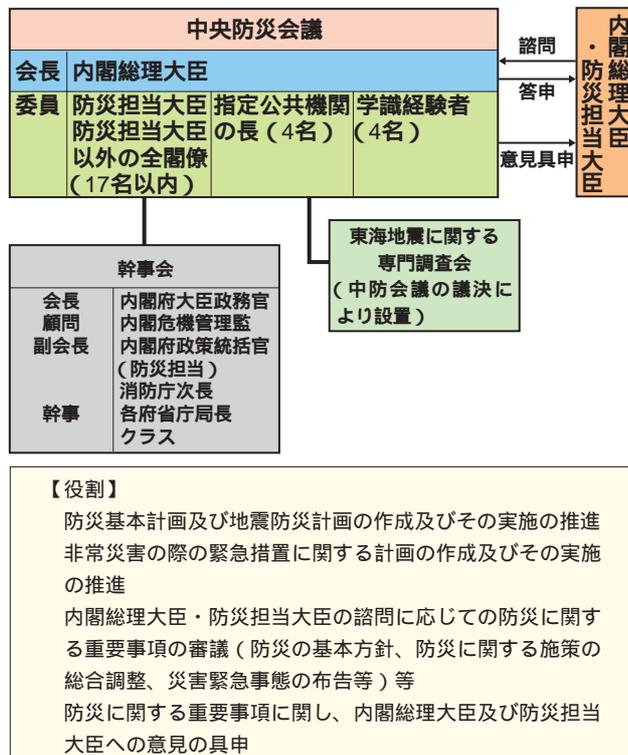
今回の中央防災会議につきましては、国会などの日程を勘案しながら、できる限り早期に開催する予定です。

中央防災会議委員名簿（平成13年4月26日現在）

	職名	氏名
会長	内閣総理大臣	小泉純一郎
委員	防災担当大臣、国家公安委員会委員長	村井 仁
	総務大臣	片山虎之助
	法務大臣	森山 真弓
	外務大臣	田中真紀子
	財務大臣	塩川正十郎
	文部科学大臣	遠山 敦子
	厚生労働大臣	坂口 力
	農林水産大臣	武部 勤
	経済産業大臣	平沼 赳夫
	国土交通大臣	扇 千景
	環境大臣	川口 順子
	内閣官房長官、男女共同参画担当大臣	福田 康夫
	防衛庁長官	中谷 元
	沖縄及び北方対策担当大臣、科学技術政策担当大臣	尾身 幸次
	金融担当大臣	柳澤 伯夫
	経済財政政策担当大臣	竹中 平蔵
	行政改革担当大臣、規制改革担当大臣	石原 伸晃
日本銀行総裁	速水 優	
日本赤十字社社長	藤森 昭一	
日本放送協会会長	海老沢勝二	
日本電信電話株式会社社長	宮津純一郎	
東京大学名誉教授	溝上 恵	
富士常葉大学環境防災学部助教授	重川希志依	
静岡県知事	石川 嘉延	
日本消防協会会長	徳田 正明	

以上 26名

中央防災会議組織図（平成13年1月6日～）



中央防災会議 東海地震に関する専門調査会の設置

中央防災会議は、総理の指示に基づき東海地震に関する専門調査会を設置しました。この調査会は平成13年3月14日に第1回会議を開催し、検討を重ねてきています。

東海地震対策取り組みの背景

駿河湾から四国沖（駿河トラフから南海トラフ）にかけてのプレート境界では、有史以来、マグニチュード8クラスの大規模地震が100年から150年程度の間隔で発生していることが判明しています。

1854年に南海トラフ沿いに発生した安政東海地震の際、駿河トラフ沿いの破壊も同時に起きたと考えられていますが、前回の大規模地震である1944年の東南海地震では未破壊のまま取り残されており、駿河トラフ沿いに大規模な地震が発生する可能性が高いと考えられます。この予想される地震が「東海地震」です。

東海地震対策については、昭和53年に策定された大規模地震対策特別措置法に基づき指定された

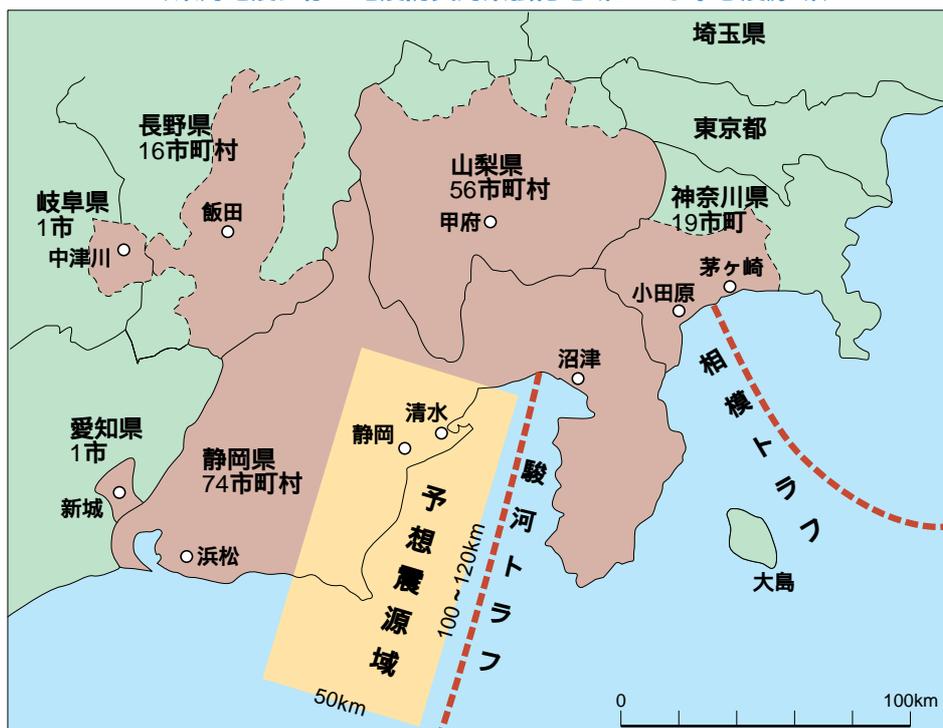
東海地域の静岡県をはじめとする6県167市町村の地震防災対策強化地域において、観測および測量を強化して、地震予知に向けて万全を期しています。地震の発生が予知された場合は警戒宣言を発して、住民等の避難や道路の交通規制などの地震防災応急対策を講ずることにより、被害の抑制を図ることとしています。

また、同地域内では、避難地、避難路、消防用施設といった地震防災施設などの整備を重点的に推進しています。

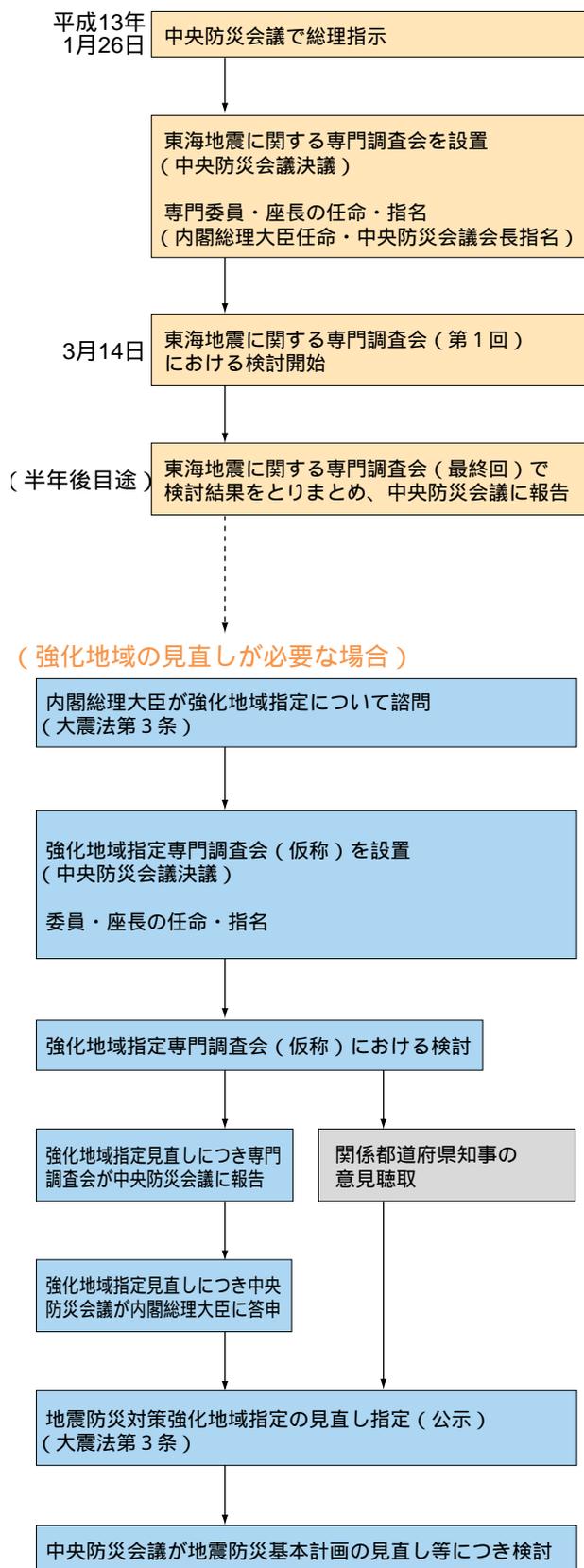
東海地震専門調査会の設置

平成13年1月の中央省庁の再編とともない、中央防災会議も一層の機能強化と活性化を図ること

〔東海地震に係る地震防災対策強化地域および予想震源域〕



今回の東海地震に関する検討の流れ



になりました。東海地震については、平成13年1月26日の中央防災会議において、内閣総理大臣から「大規模地震対策特別措置法が成立以来四半世紀が経過しており、その間の観測体制の高密度化・高精度化や、観測データの蓄積、新たな学術的知見などを踏まえて、地震対策の充実強化について検討する」よう指示があり、そのための専門調査会を設置することが決定されました。

東海地震専門調査会の検討事項

これを受けて、溝上恵中央防災会議委員を座長に、そのほか15名の学識者などからなる「東海地震に関する専門調査会」を設置しました。この専門調査会では、東海地震の発生のメカニズム（予想震源域、断層モデル）を再評価し、東海地震が発生した場合に、強い震動や津波により著しい災害が発生すると予想される範囲について調査検討することとしています。

「東海地震に関する専門調査会」での検討を進めるにあたっては、その検討課題の専門性から、大まかに「主として震源モデルを検討する会合」と「主として地震動の分布について検討する会合」に分けて検討を行うこととしています。

第1回の専門調査会を3月14日に開催して以来、月に1～2回のペースで検討を行っています。東海地震と南海地震・東南海地震の同時発生の可能性や、津波についての意見が出されるなど、活発な議論が展開されています。

今後、おおむね半年程度を目途に検討結果をまとめ、中央防災会議に報告することとしています。

その結果、強化地域などの見直しが必要と判断される場合には、大規模地震対策特別措置法に規定される手続に従って強化地域を見直しとともに、必要な防災対策を講じていくこととしています。

平成13年芸予地震

3月24日に安芸灘を震源として発生した地震により、死者2名、負傷者288名などの被害が発生しました。政府は災害対策関係省庁連絡会議を開催し、政府調査団を現地に派遣するなど、復旧対策に取り組んでいます。



都道府県	人的被害		住家被害		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
広島県	1	193	40	245	28,240
愛媛県	1	74	2	35	5,299
山口県	0	12	7	26	1,312
島根県	0	3	0	0	10
高知県	0	4	0	0	12
福岡県	0	1	0	0	0
香川県	0	0	0	0	6
岡山県	0	1	0	0	18
計	2	288	49	306	34,897

消防庁調べ (平成13年5月2日現在)

災害の状況

平成13年3月24日15時27分、安芸灘の深さ51kmでM6.7の地震が発生しました。広島県河内町、大崎町、熊野町で震度6弱を観測したほか、広島、愛媛、山口県の一部で震度5強を観測しました。今回の地震は、中国・四国地方に沈み込むフィリピン海プレート内部の破壊による地震でした。余震活動は、3月26日に発生したM5.0の最大余震（最大震度5強）を含み、3月末までにM4.0以上の余震が6回発生しましたが、徐々に減衰しつつあります。気象庁は、この地震を「平成13年(2001年)芸予地震」と命名しました。

この地震により、広島県呉市で1名、愛媛県北条市で1名が亡くなったほか、中国・四国各県に被害が発生し、負傷者288名、全壊49棟、半壊306棟、住家一部破損34,897棟となっています（平成13年5月2日現在）。学校などの文教施設にも壁や窓ガラスの破損被害が多くみられ、内装材の落下や校舎の柱などに大きな亀裂が入ったところもありました。

237世帯568名に避難勧告が出されるとともに、多数の住民が自主避難しました。臨海部では地盤の液状化現象がみられ、広島港などに被害をもたらしています。



崩壊した石垣 (3月25日 呉市宮原 写真提供: 中国新聞社)



土台が崩落した住宅 (写真提供: 広島県呉市)

電力については、広島県を中心に中国電力管内で約48,000戸、愛媛県を中心に四国電力管内で約8,000戸が停電しました。上水道は、広島県内で離島も含め47,767戸が断水したほか、山口県で160戸、島根県で130戸、愛媛県で379戸が断水しました。下水道も広島県などで11箇所が被災しました。

道路については、中国縦貫自動車道や本州四国連絡道路などで点検のため一時通行止めとなり、中国縦貫自動車道では段差などが発生したほか、国道、県道でも落石、土砂崩落などにより各地で通行止めとなりました。また、広島県を中心に山口県、愛媛県などでがけ崩れをはじめとする土砂災害が53件発生しました。このうち、広島県呉市では、住宅密集地域の傾斜地で多くの住宅の石積みなどの法面が被



片原護岸被災現場調査状況（今治市片原町 内閣府撮影）



湯築小学校建物被害調査状況（松山市道後北代 内閣府撮影）

害を受け、降雨などによる二次災害の危険性が生じており、今回の被害の特徴のひとつとなっています。港湾に関しては、広島県、山口県および愛媛県の計28港に被害が発生しました。なお、灯台などの航路標識施設についても33箇所の被害が発生しています。

鉄道については、山陽新幹線の三原 - 新岩国間で軌道などの異常が発生し、山陽新幹線が翌25日8時36分に運転再開するまで運休したのをはじめ、中国、四国地方の各線で点検のため運休となりました。

農林水産業関係では、農地、農業用施設、林地、林道、漁港施設、水産関係施設などに被害が発生しました。

政府の対応

地震発生後、ただちに官邸対策室を設置するとともに、内閣総理大臣臨時代理の福田官房長官をはじめ関係省庁の局長級職員が官邸に集まり、3月24日16時40分および17時40分に緊急参集チーム会議を開催しました。このほか、福田官房長官が広島県および愛媛県両県の知事と電話で情報の把握を行う一方、ロシア訪問中の森内閣総理大臣（当時）にも連絡をとって適切な指示を受けるなど、政府は迅速かつ的確な初動対応に努めました。

3月24日18時00分より、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催して、関係機関は今後とも迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行い、関係地方公共団体を含め、緊密な連携を図り、警戒などに万全を期すること、事態の推移に応じ必要があれば、災害対策関係省庁連絡会議を開催するなど、関係省庁の連携を密にしていくこと、などを確認しました。

また同日、内閣府情報先遣チームを広島県に派遣するとともに、翌25日、内閣府坂井副大臣（当時）を被害状況の調査のため広島県に派遣しました。さらに3月29日には、内閣府山崎大臣政務官（当時）を団長に、ほか15省庁37名からなる政府調査団を広島県および愛媛県に派遣しました。

なお、4月2日付けで、呉市の被災世帯に対し、被災者生活再建支援金制度を適用することとしました。

有珠山噴火災害

～ 北海道が復興計画基本方針を策定～



有珠山にかかる虹（平成12年3月の有珠山噴火前の平成10年10月18日に撮影）
写真提供：産業技術総合研究所 地質調査総合センター（<http://www.aist.go.jp/>）

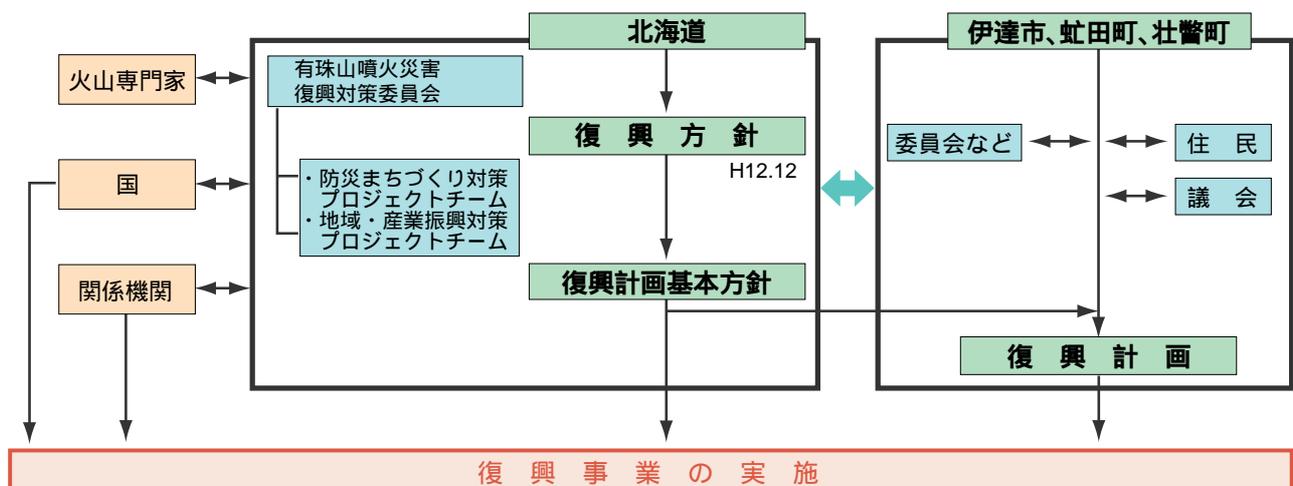
北海道は、平成13年3月に「2000年有珠山噴火災害復興計画基本方針」を策定しました。また、村井防災担当大臣と阪上政務官は、5月12日（土）に有珠山の現地を視察しました。

基本方針の目的

北海道が、平成12年末に「2000年有珠山噴火災害の復興方針」を策定したのは既報のとおりですが、さらに平成13年3月にはその方針に基づき、伊達市、虻田町、壮瞥町の1市2町が具体的な施策を示す「2000年有珠山噴火災害復興計画基本方

針」が策定されました。これは、北海道が広域的な観点から復興の方向性と施策の概要を示すものであり、今後は1市2町が共通の認識のもと、目標に向かって取り組みを進めることとなります。

復興計画基本方針策定フロー



- 復興方針：北海道が策定する復興計画基本方針の基礎となるもので、伊達市、虻田町、壮瞥町が策定する復興計画の方向性を示すもの（北海道が策定）
- 復興計画基本方針：北海道が広域的な観点から復興の方向性と施策の概要を示すもので、伊達市、虻田町、壮瞥町が策定する復興計画の基本となるもの（北海道が策定）
- 復興計画：復興対策のための市町が策定する計画

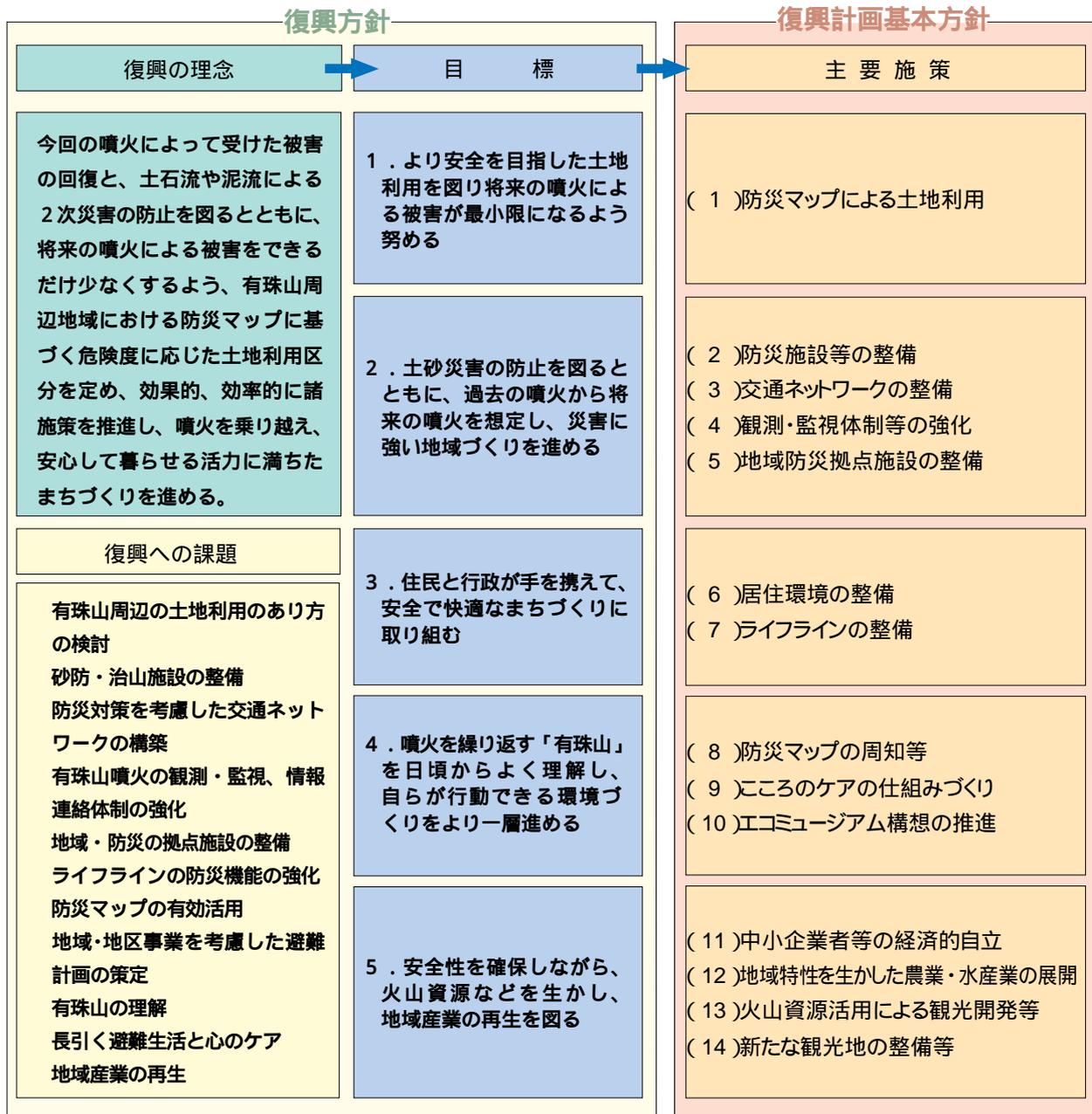
平成12年(2000年)有珠山噴火非常災害対策本部事務局幹事会(第3回)を開催

この「基本方針」の策定を受けて、内閣府では4月23日に有珠山噴火非常災害対策本部事務局幹事会(第3回)を開催しました。この幹事会には内閣府をはじめ、17省庁の担当課長等および北海道の担当者が参加しました。

復興対策室長から「基本方針」の説明があり、その考え方などについて質疑を行った後、国としても「基本方針」の実現に向けてできる限りの支援を行うこと、今後も必要に応じて非常災害対策本部事務局幹事会を開催することを確認しました。

会議は、北海道総合企画部有珠山火山活動災害

復興計画基本方針 施策体系図



三宅島噴火災害

三宅島は、昨年6月から火山活動が活発化しており、9月中旬から始まった二酸化硫黄などの有毒な火山ガスの大量放出は依然続いています。昨年9月以来、全島民の方が島外での避難生活を余儀なくされていますが、未だに帰島の目は立たない状況です。

三宅島内における対策の状況

三宅島においては、火山活動が終息した場合に1日でも早く島民の方々が島に戻るよう、引き続き火山の監視・観測体制の強化や、都道、電力などの機能確保のための作業を実施していますが、その一方で泥流の被害が道路・家屋へ及ぶ事態が拡大しているため、流路工事などの被害の拡大を防止するための対策を緊急に実施していく必要が生じています。

そこで、三宅島での作業を集中的に実施するため、島内の堅固な既存建築物に、火山ガスに対する安全対策を施した施設を整備するなどの万全の安全対策を講じた上で、6月を目途に防災関係者や作業員が島内への夜間滞在を開始することを予定しています。なお、現在は防災関係者や火山の専門家などにより、夜間滞在が試行されているところです。

長引く避難生活

今年3月に三宅村が島外避難した方々に対して行ったアンケートの結果（右図参照）によると、避難後に21.9%の世帯が「収入がまったくなくなった」と回答したのをはじめ、半数以上の世帯で収入が減少しているなど、長期避難を強いられている方々の厳しい生活が明らかになっています。

これまで、政府としては東京都や三宅村と緊密に連携して、災害救助法に基づく生活必需品31品目の供与や、都営住宅などの無償提供、1,374世帯に対する総額約9億円の被災者生活再建支援金の支給（平成13年4月末現在）などを行ってきたほか、今年3月末には被災商工業を営む方々などが災害前に借り入れた既往債務について、当面1年間の元金の据置措置をとるとともに、その間の利息分について国、東京都、三宅村で利子補給



4月16日の三宅島全景

写真提供：産業技術総合研究所 地質調査総合センター（<http://www.aist.go.jp/>）

避難民の状況（三宅村アンケート調査結果）

調査方法など

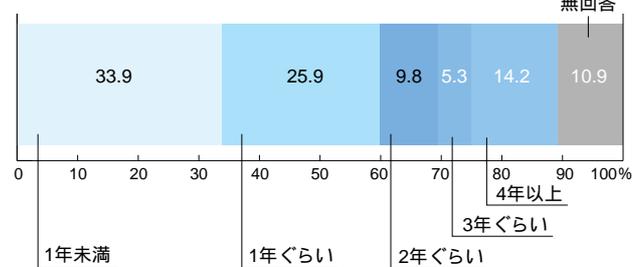
- ・調査方法...郵送調査法
- ・調査時期...3月1日～3月15日
- ・対象...H13.2.22現在の住民基本台帳に基づく世帯主2,004世帯
（避難後の再移転先不明13世帯および9月4日以降の転入者除く）
- ・回収率など...1,285票（世帯）64.1%

調査結果（抜粋）

収入の変化



経済面で今の状態をどのくらい続けられるかについて



を行うことを決定しました。

今後も、国・東京都・三宅村が一体となって必要な対策を講じていきます。

静岡県中部を震源とする地震

平成13年4月3日23時57分頃、静岡県中部の深さ33kmでM5.1（暫定値）の地震が発生し、静岡県静岡市で震度5強を観測したほか、静岡県島田市、岡部町、川根町で震度5弱となるなど、東海地方を中心に関東地方から近畿地方にかけて震度1以上を観測しました。今回の地震は、正断層型でフィリピン海プレート内部の地震でした。また、気象庁は、今回の地震は想定される東海地震と結びつくものでは

ない旨発表しています。

この地震により、静岡県で8名が負傷したほか、76棟の住家が一部破損、3,404戸が断水しました。また、携帯電話の一部で輻輳が発生したほか、JR東海では一時運転を見合わせました。



インド西部地震へのアジア防災センターの取り組み

アジア防災センター所長 小川雄二郎

アジア防災センターとインド西部地震

アジア防災センターは防災の国際協力を推進するために1998年に設立されたアジア地域の23の国を構成メンバーとする国際的な組織である。本年1月末にインド、グジャラート州で起きたインド西部地震は、メンバー国のなかで起きた災害としてはセンター設立以来最も大きな災害であった。それだけにこのような災害が起きた際に、当センターとして何をなすのか、それがアジアの防災に役立つのかは、アジア防災センターの存在意義に係わる問題と認識している。



ブジ市の被災状況（2001年4月19日）

インド西部地震への取り組み

日本政府は300万ドルの緊急無償資金協力と緊急援助物資の供与（自衛隊による空輸を含む）、20名の医療チームの派遣を行った。さらに地震後ほぼ一か月弱の時点で日本政府としての中、長期的支援を把握するための調査団を派遣したが、筆者もその一員として参加し、防災行政、防災都市計画などへの支援の提言を行っ

た。また内閣府はインド西部地震を踏まえてインドへの防災協力として何をしていくべきかについての調査を実施している。アジア防災センターはスタッフ3名をインドに派遣してその調査への協力をを行い、現在その報告をまとめたところである。

アジア諸国による合同調査の実施

現在取り組んでいるのはインド政府をカウンターパートとした国際協力プロジェクトの実施である。インド西部地震で課題とされるさまざまな問題は決してインド特有のものではなく、同様の課題を持っている国はアジアの中に多くある。そこでメンバー国に呼びかけて、メンバー国によるインド西部地震合同調査を6月4日から8日に実施することとした。そこでの課題と教訓を直接にそれぞれの国で生かしてもらうための企画である。現在10か国から参加申し出がある。本年秋にはその教訓をどのように生かしたかのワークショップをインドで開催する予定である。



復旧活動をする女性たち（2001年4月19日）

写真提供：アジア防災センター（<http://www.adrc.or.jp>）



地震被害早期評価システム(EES)の見直しについて

地震被害に関する検討委員会の状況

政府は、地震発生にともなう迅速かつ確な初動対応を実施するため、平成8年から、「地震防災情報システム(DIS)」を構成するシステムのひとつである「地震被害早期評価システム(EES)」による被害推計を参考にしています。このシステムは、地震災害の規模が大きいほど緊急の対応が必要となるにもかかわらず、地震発生直後にはその判断に必要な情報が極めて限られたものとなることに対応して、地震による被害規模の概要を地震発生からおおむね30分以内に推計するものですが、昨年10月に発生した鳥取県西部地震では、観測された震度やEESの被害推計に比べて、実際の被害はかなり小さなものでした。被害が小さかったことは幸いでしたが、国民一般がもつ震度の感覚とかけ離れていることのほか、被害推計が大幅に過大評価となったことにより、政府の非常参集や応急対策などの防災行政上の判断にも支障をきたす可能性があることから、地震特性と被害の関係について、観測震度の再検討を含め、十分に吟味検証し、必要な見直しを行うこととしました。そこで、昨年12月、学識者や関係行政機関などによる「地震被害に関する検討委員会」を設置し、これまでに委員会を3回開催した結果、「地震被害早期評価システム(EES)」の当面の改善方針について、以下のとおりまとめられました。

〔当面の改善方針〕

地震の揺れの大きさ(観測震度)と実際の建物の被害の関係について、阪神・淡路大震災、鳥取県西部地震などにおける現在までの詳細な検証結果を反映します。

地盤は固いところもあれば軟弱なところもあり、同じ規模の地震でも被害は大きく異なる場合が想定されることを踏まえ、震度計の設置場所と被害の関係について、再吟味します。

地震が起きたときに、倒壊した建物内に人がいたのとそうでなかったのとでは人的被害に大きな違いが生じます。そのため、過去の地震の実態を踏まえ、推計結果について、人～人というように幅を持たせたものとするなど、発表手法を検討します。

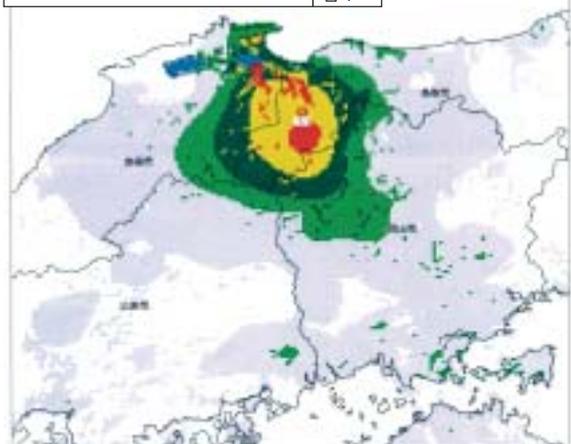
建物の被害については、地方公共団体などによる公表値との整合性を図るため、必ずしも建物がつぶれていなくても建物の改築を要するような場合を「全壊」として推計することとし、参考値として、実際に建物がつぶれて人的被害に結びつくような被害についても、新たに推計することを検討します。

今後、以上の方針に従い、具体的に「地震被害早期評価システム(EES)」に反映するとともに、以下の事項については引き続き検討を行って参ります。

単なる揺れの大きさ(観測震度)による推計ではなく、周期が異なるなどの地震特性を踏まえた被害推計の方法の検討

観測震度と被害実態との関係のさらなる検討

発生日時：2000年10月06日 13時30分00秒	凡例：
震源：北緯 35°18'00"	■ 7
東経 133°24'00"	■ 6強
深さ 10.0km	■ 6弱
規模 マグニチュード 7.1	■ 5強
	■ 5弱
	□ 4



EESの出力イメージ(鳥取県西部地震)



災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会報告

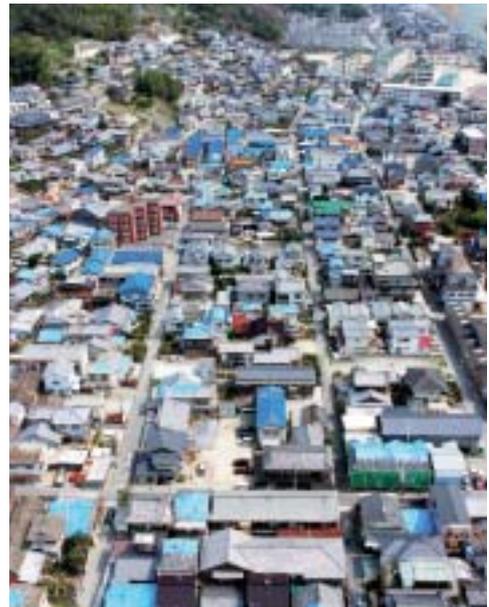
「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」（以下「本委員会」という。）において、内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日総審第115号）」により定められた現行の被害認定基準のうち、住家の全壊および半壊に係る認定基準（以下「現行基準」という。）についての現在までの検討状況を報告します。

現行基準検討の背景

本委員会において、現行基準について検討を行った背景は、次のような点です。災害の被害認定基準は、当初災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁がそれぞれの通達などにより定めていましたが、その判断基準に差異があり行政上の混乱が生じていたことから、その重要性に配慮して、昭和43年6月に統一されたものです。

しかしながら、被害認定基準は統一されてから、すでに30数年が経過しています。この間、生活様式の変化にともなう居住者の住宅に対する要求内容の高度化などから、建築技術の進歩とともに住宅の構造や仕様も変化し、それとともに被害の態様も多様化してきています。

その結果、最近の災害に係る住家の被害認定については、豪雨などによる被害で床上浸水と判定された住家の一部について、床板、壁材や断熱材に大きな被害が出て居住困難なものがあることや、地震などによる被害で半壊と判定された住家の一部についても、内部が破壊されたり、傾いていることにより居住が不可能となっているものが



若予地震の呉市内住宅被害（写真提供…中国新聞社）

あるなど、現状に合わないのではないかと指摘がなされています。

このようなことから、住家の全壊、半壊の概念については、居住のための基本的機能を維持するために必要な構成要素の被害の程度に着目して再整理する必要が生じてきました。

「住家の被害認定基準（案）」を了承

そこで本委員会は、現行基準が現状に適合するものにするための再検討を行い、以下に示す「住家の被害認定基準（案）」が整理、了承されました。

今後、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるように具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（案）」を作成することとしています。

住家の被害認定基準（案）

住家の全壊（全焼・全流失）	住家の半壊（半焼）
<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</p>	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>



火山ハザードマップの作成を推進

火山ハザードマップとは

火山ハザードマップとは、火山周辺地域の地図上に、想定する火山災害に対して予測される被害の影響範囲を地図上に示したものです。

ハザードマップには、過去の噴火やその影響範囲、災害記録などから得られた火山災害の実績および噴火シミュレーションなどによる災害の予測結果に基づいて明らかとなる火山災害の及ぶ領域や、避難経路・避難施設などの防災対策のための情報が記載されています。また、住民配布用のものは火山災害時の危険区域がひとめでわかるような工夫がされています。

火山災害の要因は、溶岩流、火砕流、噴出岩塊（噴石など）、降下火砕物（火山灰など）、火山ガス、降灰と降雨による2次的な泥流・土石流など、多岐にわたります。これらの要因が火山によって大きく異なること、噴火地点が山頂や山麓など異なる場合があることなどから、ハザードマップを作成する際には、火山ごとに将来起こりうる災害要因を選定することが重要になります。また、ある特定の種類の噴火に限定したり、起こりうる種類の噴火を網羅的に扱う場合など、使う目的によって、ハザードマップの作成方法は異なります。

火山ハザードマップのデジタル化を推進

昨年3月31日に噴火した有珠山においては、事前に作成していたハザードマップを活用して、速やかに避難が行われたため、人的被害が発生しませんでした。

その一方で、紙面の火山ハザードマップは、ある噴火の種類（1つの場合もあれば、複数の噴火の種類をまとめた場合もあります）に対するハザードマップとしているものがほとんどですが、実際の噴火は別の種類であったり、まとめた中の1～2種類の噴火であったりする場合があります。このような場合、紙面のハザードマップは、その噴火に対して最適なマップであるとは言えません。例えば、昨年の有珠山噴火においては、山麓からの噴火だったために、初期の避難活動では有効に活用されましたが、避難区域の解除などに対しては積極的には利用できませんでした。

そこで、噴火の種類や規模ごとに作成したハザードマップをGISデータとしてデジタル化しておき、実際に噴火した際には、その中から最も最適な図を取り出し、あるいは重ね合わせて最適なハザードマップを作成するシステムを整備していきます。

このように、有珠山や三宅島の噴火など私たちが経験してきた火山災害の教訓をもとに、今後のハザードマップのあり方、とくに活用の仕方を再検討し、火山災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限に抑えていくことが重要です。



北海道 社警町の有珠山ハザードマップ



ハザードマップ活用例



火山周辺市町村の防災対策に関する調査の中間報告

有珠山および三宅島において大規模な火山災害が発生したことなどにとともに、火山災害対策への関心が高まりつつあることから、火山周辺の市町村に、防災対策の現況と認識についてのアンケートを実施（平成12年11月）した結果の中間報告を行いました。



4月16日の三宅島火口
写真提供：産業技術総合研究所 地質調査総合センター
(<http://www.aist.go.jp/>)

アンケートの対象と回収状況

活火山のうち、第6次火山噴火予知計画において、「活動的で特に重点的に観測研究を行うべき火山」および「活動的火山および潜在的爆発活力を有する火山」に指定された37火山周辺の141市町村を対象に質問票を郵送し、124市町村から回答を得ました（回答率87.9%）。

火山対策に対する認識と対策

「以前と比べて火山災害への危機意識が高まっているか」との問いに対し、「高まっている」（「かなり高まっている」および「多少高まっている」の回答の合計）とした市町村は65.3%に達し、半数を超えるアンケート対象市町村において、火山災害への危機意識が高まっていました。その一方で、各市町村の火山災害対策の充足度については67.0%が「不十分」（「やや不十分である」および「全く不十分である」の回答の合計）と回答しています（図-1）。

火山周辺の市町村の多くが、火山対策についての危機意識を高めているものの、火山対策の水準に対しては市町村自身が必ずしも満足している状況にはないことがわかります。

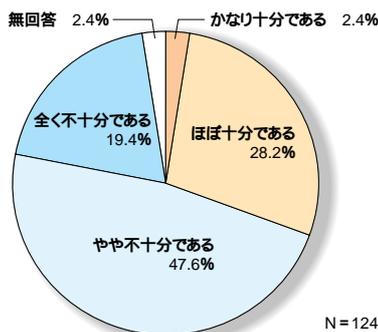


図-1 火山災害への危機意識と比べた対策の充足度

火山災害対策の状況

多くの市町村で「避難場所の指定」、「情報伝達機器の整備」を実施しており、「避難時用の食料、飲料水や毛布等の備蓄」などの施策についても、3割程度の市町村が実施していました。

しかしながら、火山災害に対する住民の関心を高めるための施策や、火山防災訓練については、多くの市町村が実施していませんでした。

また、火山ハザードマップを作成している市町村も過半数に満たず、作成していても、「有効な火山噴火災害対策が検討されていない」、「火山の危険性によるイメージダウンが心配」などの理由でマップを公開していない市町村がありました。さらに、ハザードマップを作成していない理由としては、「火山噴火災害の危険性がない、または切迫していない」とする回答が過半数を占めていました。

このように、避難場所の指定などは進展しているものの、市民への啓発、防災訓練、ハザードマップの作成については実施率が低いという結果であり、このところの全国各地での火山活動の活発化に関わらず、火山災害対策は、全般的に多くの課題を残している結果となりました。

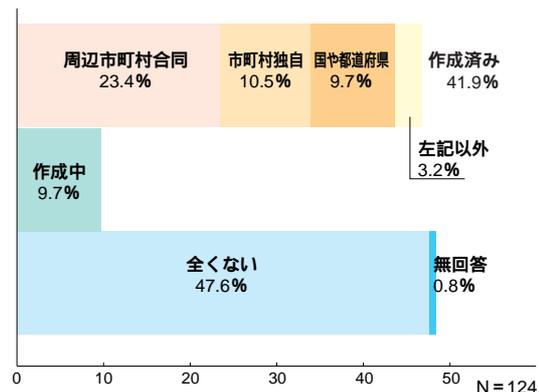


図-2 ハザードマップの作成状況



「高潮防災情報等のあり方」最終報告まとまる

高潮に関係する6府省庁が連携して平成12年2月に発足した「高潮防災情報等のあり方研究会（座長：河田恵昭 京都大学巨大災害センター所長）」が、最終報告をまとめました。すでに実施されている「高潮災害とその対策」に関するパンフレットの全国配布、高潮予測情報の改善、高潮防災ステーション整備のための制度の改正に加え、最終報告をとりまとめる中で、新たに2点の対策が報告されました。

「地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル」を初めて策定

高潮は頻繁に発生する現象ではなく、即地的な予測が困難であるといった特異な性質があることから、これまで地方防災会議の作成する地域防災計画には、高潮災害についての十分な対策が盛り込まれていないのが現状でした。このため今回高潮に係る防災計画の基本方針および策定手順、高潮防災対策の基本的な考え方をとりまとめることにより、地域防災計画における高潮対策の強化に資することを目的とする「地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル」を初めて作成しました。

このマニュアルでは、次の3点を高潮対策の柱としています。

- 「高潮防災施設の整備（高潮防災施設の整備、施設の連携整備など）」
- 「高潮に強い地域づくり（土地利用規制のための制度の活用など）」
- 「防災体制の強化（防災体制の整備、ハザードマップの作成など）」

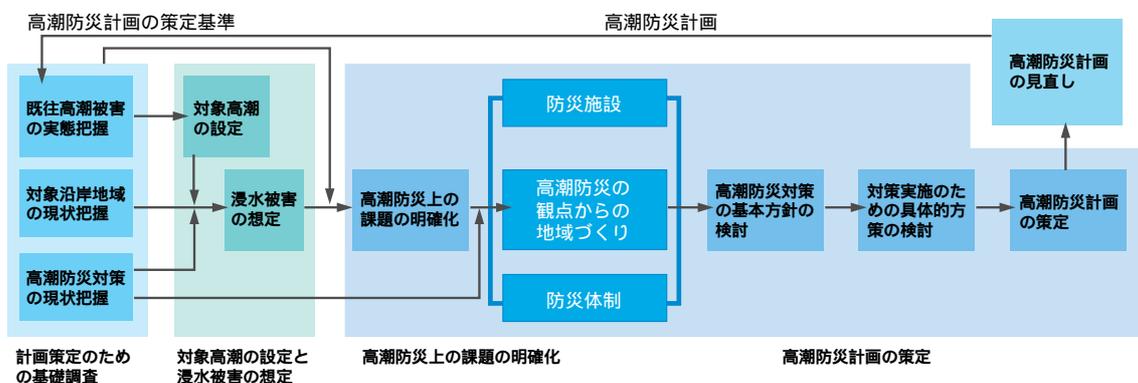
なかでも、高潮ハザードマップの作成が意識啓発や高潮発生時の避難に効果的であるとの趣旨から、地域で高潮ハザードマップを作成する際の手順などを、初めてこのマニュアルに盛り込みました。

「高潮防災のための情報」CDとホームページ作成

高潮現象や高潮発生時の対処方法・避難方法を住民の方に正しく理解してもらうため、高潮についての情報をとりまとめ、CDを作成するとともに、国土交通省河川局ホームページおよび内閣府をはじめ他の関係機関のホームページからリンクすることができるようになりました。

マニュアルとCDは、全国の海に面する都道府県、市町村へ配布されています。また、高潮に関するハザードマップについては、現在、一部の地域で試行的に作成されつつあり、今後は他の地域でも、条件が整ったところから順次作成を進めていく予定です。

高潮防災計画の策定手順（「地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル」より）



国土交通省河川局ホームページURL (http://www.mlit.go.jp/river/kaigandukuri/sugata_index.html)



現地災害対策本部と国の災害対策本部を結ぶ

可搬型衛星地球局を全国に整備

内閣府は、非常災害時に設置される現地災害対策本部と国の災害対策本部を結ぶ通信回線を確保するため、全国9か所の拠点に、可搬型の衛星通信装置を整備しました。

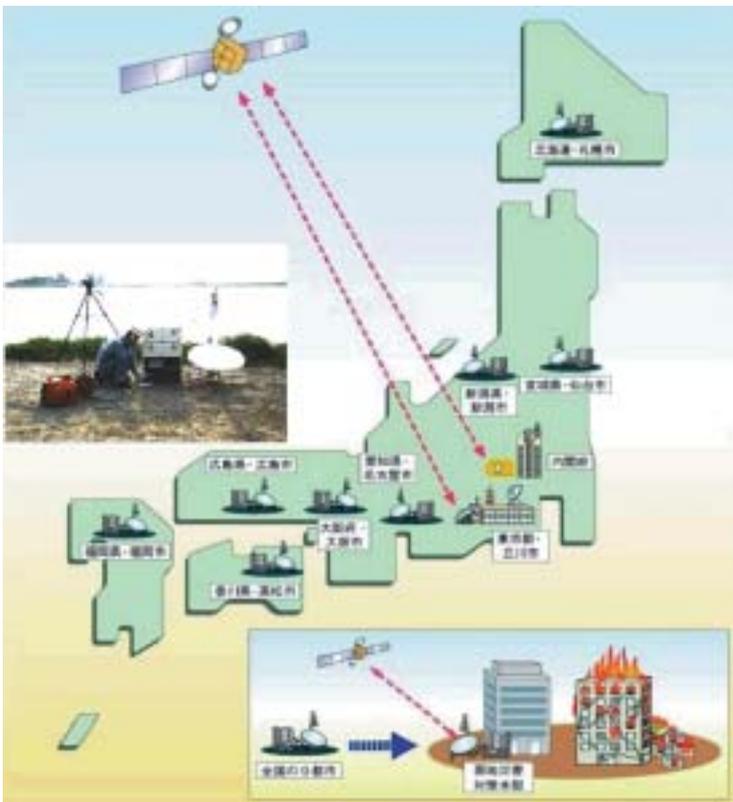
内閣府は、平成12年度、非常災害時に設置される現地対策本部と国の災害対策本部を結ぶ通信回線を確保する目的で、全国の拠点（札幌、仙台、新潟、立川、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の9か所）に可搬型の衛星通信装置を整備しました。

この衛星通信装置は、可搬型の通信装置で小型（収納時：1,300mm×1,100mm×1,100mm）なため、災害時に対策本部が設置される場所に容易に運ぶことができる設計になっています。全国の被災地に4～6時間以内（空路利用時）で運搬し、組立、回線の確保を可能とするシステムで、映像1回線、電話2回線、ファクシミリ通信1回線の

通信を送る能力をもっています。

これまでの稼働実績として、平成12年3月31日に噴火した有珠山噴火災害時に、伊達市に設置された現地対策本部と政府現地対策本部との間において回線を確保し、現地との連絡設定および現地対策協議の様態を映像回線を使用して放送しました。

また、三宅島の噴火の際には、現地災害現場に配置し、現地の状況をリアルタイムにモニターするための回線として活用しています。



システム概念図



伊達市現地対策本部で設置された可搬型衛星地球局

水害
訓練

梅雨期を前に政府の水害対処訓練を実施

5月11日（金）に、海上自衛隊幹部学校において、内閣官房、内閣府、警察庁、防衛庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、気象庁の職員約150名の参加の下、大規模水害対処訓練を実施しました。訓練は、関東北部で大規模な水害が発生したという設定で、災害時における関係省庁職員の状況判断能力などの災害対応能力の向上と、大規模水害に対する政府の対応体制などに関する課題の抽出および今後の対応策の改善を行うために実施されました。

省庁が参加して、ロールプレイング方式の図上訓練の手法を用いて実施される訓練としては、昨年首都圏直下の地震を想定した訓練に引き続き2回目となります。この訓練では、訓練参加者（プレイヤー）に対して、事前に被害の設定や訓練シナリオは知らされず、時間を追って統裁部（訓練の進行を統括するグループ：コントローラー）から与えられる状況に従い、参加者自身が情報収集、状況判断、対応策の検討を行っていくもので、各省庁の課長級のスタッフが局長級の役割を演じています。また、訓練の中では、各省庁間や本省（本部）と地方支分部局との間のやりとりについても、実際の対応に近いように、訓練会場である「海上防衛図演装置」の施設を用い、電話やファックス、メールを用いて行っています。

訓練は、3つのフェーズに分け、約3時間半をかけて実施されました。第1のフェーズは、群馬県内で局地的な集中豪雨が発生し、それに伴い水害が発生している状況（約1時間15分）、第2のフェーズは利根川の水位が上昇して数時間後には破堤する恐れがある状況（約1時間45分）、第3のフェーズは利根川が破堤して水が流出した状況（約30分）です。このような設定の中、被害状況の把握・集約、住民避難支援や広域支援、被害拡大防止、現地本部の設置、広報活動などがなされました。とくに、第2フェーズでは、政府の緊急参集チームによる会議と政府記者会見が、第3フェーズでは関係閣僚会議が訓練として実施されました。

訓練の最後に、杉田内閣危機管理監および北里内閣府審議官による講評が行われ、水害を対象とした場合の被害予測や対応の難しさが指摘され、そのためにも今回のような訓練を繰り返すことが必要であると強調されました。また、訓練を通じて、関係省庁職員の交流が図られ、信頼関係が構築できることが、非常に有意義であるとの指摘もありました。最後に、訓練の準備および実施の協力、支援を行った海上自衛隊幹部学校の関係者に対して、謝辞が述べられました。



統裁部における訓練の様子



演習部（内閣府）における訓練の様子

地震
防災地震防災対策特別措置法の
一部改正について

平成13年3月「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」が、衆議院災害対策特別委員長により提案され、衆参両院とも全会派一致で可決、成立しました。

地震防災対策特別措置法の目的・経緯

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国どこでも起こりうる地震による災害から国民の生命、身体および財産を保護するため、平成7年に議員立法により制定されたもので、今回、国庫補助率の嵩上げ措置が平成17年度末まで延長されました。

地震防災緊急事業の概要

全都道府県においては、地震防災対策特別措置法に基づき、平成8年度を初年度とする「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、地震防災施設などの整備を積極的に推進してきました。

また、国においてもこれらの事業のうち一部については、国庫補助率の嵩上げを行い、財政上の支援を行うことで五箇年計画の推進を図ってきました。

しかし、事業主体である地方公共団体の財政事情の悪化などにより、現行の計画の進捗率は約74%にとどまる見込みです。

改正に向けた動向と改正概要

昨年以来、鳥取県西部地震が発生し、芸予地震でも死者2名ほか大きな被害が発生するなど、全国どこでも大規模地震が発生しうることが改めて認識されています。

このようななか、第1次五箇年計画では事業進捗の遅れなどから執行できなかったものがあること、また、この間の防災点検などにより新たに対策の必要な箇所が増加していることから、今後も地震防災対策を全国的に一層強化するため、本法が改正され、国庫補助率の嵩上げ措置が平成17年度末まで延長されました。

第2次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第1次五箇年計画が短期間で作成された背景もあり、内容の計画性に不十分な部分もあったという反省にたち、また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中で実効性ある計画とするため、第2次五箇年計画においては、長期的整備目標、各施設の整備状況、地震防災上の整備の必要度、緊急度を明記することとしています。

地震
防災地震対策緊急整備事業計画
の変更について

地震対策緊急整備事業の趣旨

大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域に指定されている6県167市町村においては、東海地震対策の一環として、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地震財特法」という。)に基づき、昭和55年度以来6県知事が地震対策緊急整備事業計画を作成し、これに沿って各種の地震防災施設の整備などを推進しています。

地震対策緊急整備事業計画の変更

今回、地震財特法が平成12年3月に公布・施行され、同法の有効期限が平成17年3月31日まで5年間延長されたこととともない、東海地震に係る地震防災対策強化地域6県知事から地震対策緊急整備事業計画の変更の協議の申し出がありました。

この申し出に対して内閣総理大臣は、地震財特法第2条の規定に基づき関係行政機関の長と協議した結果、強化6県の知事からの申し出どおり同意しました。

今回の変更により、地震対策緊急整備事業計画(昭和55年度～平成16年度)の総事業費は、変更前の計画と比べ270,962百万円(25.4%)増の1,336,113百万円となりました(下表参照)。

変更前後の地震対策緊急整備事業計画の総事業費

変更前(S55～H11)	変更後(S55～H16)	増加額	増加率
1,065,151百万円	1,336,113百万円	270,962百万円増	25.4%増

原子力艦

原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ

防災基本計画原子力災害対策編（平成12年5月30日中央防災会議決定）および平成12年3月30日付けの申し合わせに基づき、原子力艦の原子力災害が発生した場合の対応分野とその対応省庁についての13省庁の申し合わせが、3月29日付けで発表されました。

この申し合わせは、関係省庁間相互の共通認識を深めるとともに、迅速かつ円滑な対応の実施に資することを目的とするものです。当該事象が発生した時には、この申し合わせを踏まえ、防災基本計画原子力災害対策編に準じた迅速かつ効果的な対応をとることとなります。内閣官房および内閣府については、内閣における初動体制の確立と政府としての対応に係る必要な総合調整を行います。また、発生時の具体的な対応のあり方および13省庁以外の省庁の役割分担については、関係地方公共団体による防災計画の策定にも十分配慮しつつ、引き続き速やかに検討を進めることとしています。

ミール
の廃棄

ロシア宇宙ステーションミールの軌道離脱および廃棄について

ロシア政府は、平成13年1月23日、宇宙ステーションミールを南太平洋に廃棄する旨の発表を行いました。これを受け、日本政府においても、内閣府、内閣官房、文部科学省、外務省などが中心となって、連絡会議が設置され、情報の収集と分析を図り、関係省庁間の連絡体制を確立するなどの対策を講じました。

ロシア政府などから情報を収集し、専門家による分析などを行った結果、以下のようなことが判明しました（右上表参照）。

これらを踏まえ、内閣府は、3月22日、警察庁、消防庁、総務省およびNHKに対して、地方公共団体、都道府県警察などによる万全の警備・情報連絡体制の確立、放送事業者による迅速・適切な情報提供の実施などを文書で依頼しました。同時

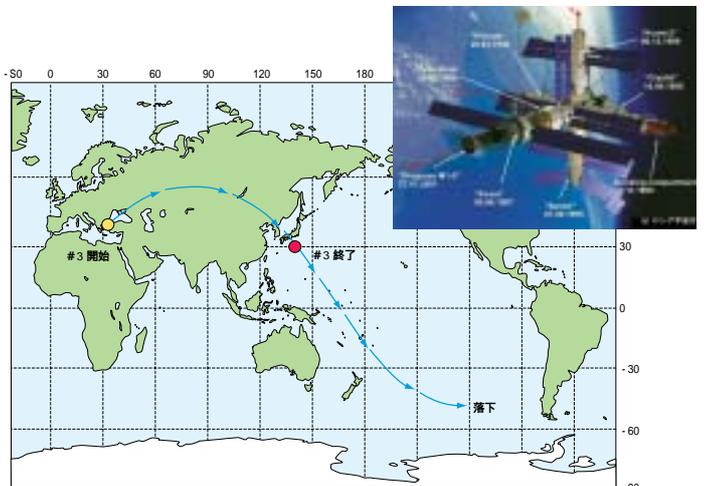
ミールは、3月23日9時30分頃から合計3回の減速のための噴射を経て、日本上空を通過した後、15時頃に南太平洋に廃棄される計画であること計画が失敗し日本の住民に影響が及ぶ可能性は約一億分の一という極めて低い確率であることしかし、万一、最終噴射の段階で何らかの不具合が生じた場合、短時間で日本の領土にその破片が落下する可能性があること

ミールは、放射性物質、危険な生物・化学物質は積載していないが、地表に落下する破片の破壊力は、最大で180cmのコンクリートを貫通すると予測されること

に、内閣官房長官の記者会見を通じて、最終噴射で不具合が生じた場合に短時間で破片が落下する可能性のある都道府県とそれぞれの都道府県についてミールの破片が落下する可能性のある時間帯を示したうえで、当該都道府県の区域の住民に対して、その時間帯には、外出を控え、関連情報に注意するよう呼びかけました。

落下当日の3月23日には、8時から、官邸別館に、内閣府、内閣官房をはじめ関係省庁などの職員20数名が待機し、ロシアのツープ管制センターに派遣中の職員と直接連絡を取りつつ、万一の事態に備え、適時適切なマスコミへの情報提供を実施しました。

ミールは、計画通り落下し、日本への影響はありませんでした。これを確認して政府としての待機態勢を解除しました。



「ミール」軌道離脱計画

（右上 写真提供：ロシア宇宙庁（宇宙開発事業団 <http://www.nasda.go.jp/>））

内閣府
訪問

ベトナム国搜索・救難国家委員会副委員長などが内閣府を訪問

4月下旬にベトナム国のゲン・ファイ・ヒエウ国防次官兼搜索救難国家委員会副常任委員長が、海難救助などの研修のために訪日しました。4月24日（火）に内閣府において吉井政策統括官を表敬訪問し、日本の自然災害に関する防災、災害対処体制について意見交換を行いました。



吉井政策統括官（左）と握手するゲン・ファイ・ヒエウ氏（中央）

人事
異動

内閣府防災担当人事異動

平成13年3月31日付	新	旧
則武 潔	災害応急対策担当参事官補佐（通信担当）	総務省総合通信基盤局総務課課長補佐
平成13年4月1日付		
岡本 誠司	防災総括担当参事官補佐（総括担当）	総務省大臣官房秘書課課長補佐
野呂 智之	災害応急対策担当参事官補佐（業務担当）	国土交通省河川局砂防部砂防計画課
松本 宣孝	災害応急対策担当調整担当主査付	国土交通省土地・水資源局水資源部水源地域対策課
星野 豊	災害応急担当施設担当主査	国土交通省大臣官房技術調整課
西宮 隆仁	地震・火山対策担当調整担当主査	気象庁地震火山部地震津波監視課技術専門官
湯澤 信行	地震・火山対策担当主査	災害復旧・復興担当調整担当主査
村田 崇	地震・火山対策担当整備担当主査付	総務省大臣官房秘書課
藤田 博文	災害予防担当参事官補佐（企画担当）	農林水産省農村振興局整備部設計課
宇野 雅憲	災害復旧・復興担当参事官補佐（調整担当）	総務省大臣官房秘書課課長補佐
三谷 武広	災害復旧・復興担当企画担当主査	国土地理院関東地方測量部管理課庶務係主任
角田 憲之	防災総括担当総括担当	首都高速道路公団
吉田 修	防災総括担当調査担当	静岡県
村上 隆史	災害予防担当総括・調整担当	鳥取県

被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給状況
（平成12年適用分）

（平成13年4月30日現在）

法適用月日	支援対象
平成12年3月31日	有珠山噴火災害 北海道（2町）
平成12年6月26日	三宅島噴火災害 東京都（1村）
平成12年9月11日	東海地方豪雨災害 愛知県・岐阜県（5市5町）
平成12年10月6日	鳥取県西部地震 鳥取県・島根県（3市10町1村）
既支給世帯数	1,822世帯
支給額	12億3,023万円

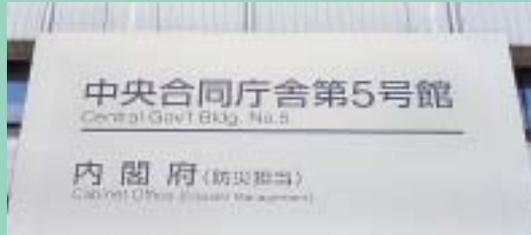
5～6月の防災関係行事予定

- 5月29日
第5回東海地震に関する専門調査会
- 6月19日
第6回東海地震に関する専門調査会

表紙の写真
住宅被害が最も多かった広島県呉市（平成13年芸予地震）
写真提供：中国新聞社（3月28日付）

内閣府防災担当

〒100-8972 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2（中央合同庁舎第5号館3階）
TEL. 03-5253-2111（大代表）
URL: <http://www.bousai.go.jp/>



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車
B3b出口より連絡通路へ

広報
ぼうさい
DISASTER MANAGEMENT NEWS

2001年5月
第3号

発行日：2001年（平成13年）5月25日
監修：内閣府政策統括官（防災担当） 編集協力 総務省消防庁
編集・発行：（株）防災＆情報研究所
〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7階
電話 03-3249-4120 ファクシミリ 03-3249-7296
E-mail：idpis@cd.inbox.ne.jp

※ ご意見などがありましたら、（株）防災＆情報研究所まで、ご連絡ください。

本誌は再生紙を使用しています。